

第二阪奈有料道路の不正通行者の逮捕について

平成 25 年 5 月 28 日、奈良県警から、第二阪奈有料道路において通行料金を支払わず、強行突破を繰り返していた不正通行者 1 名を道路整備特別措置法違反の容疑で逮捕したとの発表がありました。

<経緯>

奈良県道路公社におきましては、従前から不正通行に対する警告文を掲示する他、監視カメラや収受員の目視等による不正通行対策に取り組んできたところです。今般、本件容疑者が不正通行を繰り返しているとし、奈良県警へ告訴したことが契機となり、逮捕に至ったものです。

<今後の対応方針>

不正通行は安全な通行の妨げになる他、通行料金負担の公平性を確保するためにも許されない行為です。今後も当公社におきましては、お客様の信頼を損ねることのないよう「不正通行は許さない」という強い姿勢で取り組んでまいります。

<根拠法令等>

当公社では道路整備特別措置法第 24 条にもとづき、料金の収受を確実にを行うため料金所における一旦停止等の通行方法を定めています。これに違反して通行した車両の運転者には同法第 58 条により刑事罰（30 万円以下の罰金）が科されます。

また、公社は同法第 26 条により不法に免れた通行料金に通行料金の 2 倍の割増金を加えた額（通行料金の 3 倍の金額）について請求を行います。